



# 熊本県公報

号外 第9号  
令和3年(2021年)  
2月24日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 条 例**
- 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1
  - 登 載 依 頼**
  - 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則…………… (議会事務局) 1

### 本号で公布された条例のあらまし

**◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例**

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第11条の2関係）
- 2 県議会における押印を求める手続の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第29条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年2月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第2号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例  
 熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。  
 第11条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号」に改める。  
 第29条第1項中「職員をして」を「職員に」に、「調整させ」を「作成させ」に、「署名又は押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

### 登 載 依 頼

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。  
令和3年2月24日

熊本県議会議長 池 田 和 貴

#### 熊本県議会会議規則第1号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則  
 熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。  
 第2条の見出し中「出欠席」を「欠席」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故のため」を「やむを得ない事由のため会議」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。  
 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産する場合には、妊娠中の議員にあっては、出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（出産の日が当該予定日以外の日であるときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、出産後の議員にあっては出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間の範囲内において、あらかじめ議長に届け出ることにより、

会議を欠席することができるものとし、この場合における届出は、欠席する期間の初日及び末日並びに出産の予定日又は出産の日を明らかにしてしなければならない。

第85条第1項中「及び」を「並びに」に、「住所（法人にあってはその所在地）を記載し、請願者（法人にあってはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」を「氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載しなければ」に改め、同条第2項中「署名又は記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。